

参考資料

◎介護福祉士の現況及び介護職員の将来推計	1
◎教育内容（カリキュラム・シラバス）関係	
○介護職員基礎研修	7
○カリキュラム比較表	
・介護・福祉系高校	10
・介護・看護・准看	11
・介護・保育	12
○江草委員提出資料（3月16日第3回検討会）	13
○文部科学省提出資料（2月27日第2回検討会）	15
○高橋委員提出資料（2月27日第2回検討会）	16
◎教員要件関係	
○介護福祉士養成施設等の教員の要件について	18
○介護教員講習会の概要	21
◎実習関係	
○介護実習の現状	25
○介護実習施設・事業	28
○シラバス（介護実習・介護実習指導）	29
○介護実習・看護実習比較表	32
○介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修	37
◎研修関係等	
○介護サービス従事者の研修体系のあり方に関する研究 第二次中間まとめ（抜粋）	39
○社会福祉施設の長及び生活指導員等の資格要件	43

介護福祉士の現況及び介護職員の将来推計

介護福祉士の登録者数等の状況

	登録者数(人)			参 考			
	(累 計)		国家試験	養成施設 入学定員 (人)	国 家 試 験		
	養成施設				合格者数 (人)	受験者数 (人)	合格率 (%)
平成元年	2,631	8	2,623	4,628	2,782	11,973	23.2
5年	34,547	12,762	21,785	8,711	6,402	11,628	55.1
10年	131,636	58,731	72,905	18,818	15,819	31,567	50.1
15年	351,267	147,557	203,710	25,431	32,319	67,363	48.0
16年	409,369	165,924	243,445	25,916	39,938	81,008	49.3
17年	467,701	185,703	281,998	26,810	38,576	90,602	42.6
18年	538,892	205,225	333,667	27,105	60,910	130,034	46.8

(注)登録者数は、各年9月末現在の人数。(平成18年は4月末現在の人数。)

養成施設の入学定員は、各年4月1日現在の人数。

介護職員に占める介護福祉士の状況

区 分		介護職員(人)	うち介護福祉士(人)	比率(%)		
介護 保険 事業	施設サービス	介護老人福祉施設	136,960	57,346	41.9	
		介護老人保健施設	85,151	37,834	44.4	
		介護療養型医療施設	45,929	8,674	18.9	
		小計	268,040	103,854	38.7	
	在宅サービス	訪問介護	153,232	25,523	16.7	
		訪問入浴介護	6,858	1,306	19.0	
		通所介護	79,190	16,034	20.2	
		通所リハビリテーション	33,015	8,937	27.1	
		短期入所生活介護	46,047	17,970	39.0	
		小計	318,342	69,770	21.9	
	合 計		586,382	173,624	29.6	
	介護 保険 事業 以外	施設サービス	保護施設	2,909	1,046	36.0
			老人福祉施設	17,962	5,942	33.1
身体障害者更生援護施設			14,561	5,127	35.2	
婦人保護施設			9	—	—	
児童福祉施設			2,449	734	30.0	
知的障害者援護施設			1,820	250	13.7	
精神障害者社会復帰施設			7	3	42.9	
その他の社会福祉施設等			13,284	2,240	16.9	
小計			53,001	15,342	28.9	
在宅サービス		身体障害者居宅介護等事業	32,257	6,306	19.5	
		知的障害者居宅介護等事業	11,236	2,229	19.8	
		児童居宅介護等事業	7,621	1,547	20.3	
		身体障害者デイサービス事業	2,077	—	—	
		知的障害者デイサービス事業	306	—	—	
		小計	53,497	10,082	18.8	
合 計		106,498	25,424	23.9		
総 計		692,880	199,048	28.7		

※単位(人)については、常勤換算数。

※介護保険事業については「介護サービス施設・事業所調査」(平成16年10月1日時点)、介護保険事業以外については「社会福祉施設等調査報告」(平成15年10月1日時点)から引用。

※児童福祉施設の介護職員数は、「介助員」の数。

※介護保険事業以外の在宅サービスの介護福祉士数は、「身体障害者居宅介護等事業」「知的障害者居宅介護等事業」「児童居宅介護等事業」における介護福祉士の数の合計。

※身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業、児童居宅介護等事業の介護職員数は、それぞれ「介護福祉士」と「ホームヘルパー」の数の合計。

介護職員数の将来推計

I 介護サービス対象者数の推計

○ 要介護認定者等数、介護保険利用者数及び後期高齢者(75歳以上)数の推計

単位:万人

		平成16年 (2004)	平成20年 (2008)	平成23年 (2011)	平成26年 (2014)	平成36年 (2024)	平成42年 (2030)
要介護認定者等数	予防効果なし【A】	410	520	580	640	—	—
	予防効果あり【B】	—	500	540	600	—	—
【C】		330	410	450	500	—	—
介護保険利用者数	うち 施設	80	100	100	110	—	—
	うち 在宅	250	310	350	390	—	—
後期高齢者(75歳以上)数 【D】		1110	1290	1430	1530	1980	2100

<出典> 要介護認定者等数 : 第18回社会保障審議会介護保険部会(平成16年10月29日)資料
 介護保険利用者数 : 第19回社会保障審議会介護保険部会(平成16年11月15日)資料
 後期高齢者(75歳以上)数 : 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口(平成14年1月推計)」

- (注1) 介護保険利用者数【C】は、現行の要介護認定者等数【A】がベース。なお、要介護認定者等数と一致しないのは、入院、家族介護等により、介護保険の利用率が8割程度であるため。
 (注2) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口(平成14年1月推計)」によると、2030年が後期高齢者数のピーク。

II 介護保険事業に従事する介護職員数(常勤換算数)の推計

○ 平成16年の介護職員数(65.8万人)を基準に、Iの各推計と同じ伸び率で増加すると想定して算定

単位:万人(常勤換算数)

いずれの推計
を使用しても、
平成26年の介
護職員数は90
〜100万人程
度であり、今後
10年間で年間
平均2.5〜3.5
万人程度の増
加が見込まれ
る。

	平成16年 (2004)	平成20年 (2008)	平成23年 (2011)	平成26年 (2014)	平成36年 (2024)	平成42年 (2030)
【A】のケース	65.8	83.5	93.1	102.7	—	—
【B】のケース	施設 26.8 在宅 39.0	80.2	86.7	96.3	—	—
【C】のケース		81.9	88.1	97.7	—	—
【D】のケース		76.5	84.8	90.7	117.4	124.5

<出典> 平成16年の介護職員数 : 平成16年介護サービス施設・事業所調査

- (注3) 介護職員は、介護保険施設及び居宅サービス事業所等における従事者のうち、介護福祉士、訪問介護員等の介護関係業務に従事する者をいう。
 (注4) 【C】のケースの推計は、施設・在宅別に推計したものを合計したもの。

○ 参考 : 介護職員数を実数ベースで算定したもの

単位:万人(実数)

いずれの推計
を使用しても、
平成26年の介
護職員数は140
〜155万人程
度であり、今後10
年間で年間平
均4.0〜5.5万人
程度の増加と
見込まれる。

	平成16年 (2004)	平成20年 (2008)	平成23年 (2011)	平成26年 (2014)	平成36年 (2024)	平成42年 (2030)
【A】のケース	100.2	127.1	141.7	156.4	—	—
【B】のケース	施設 29.8 在宅 70.4	122.2	132.0	146.6	—	—
【C】のケース		124.6	135.9	150.8	—	—
【D】のケース		116.4	129.1	138.1	178.7	189.6

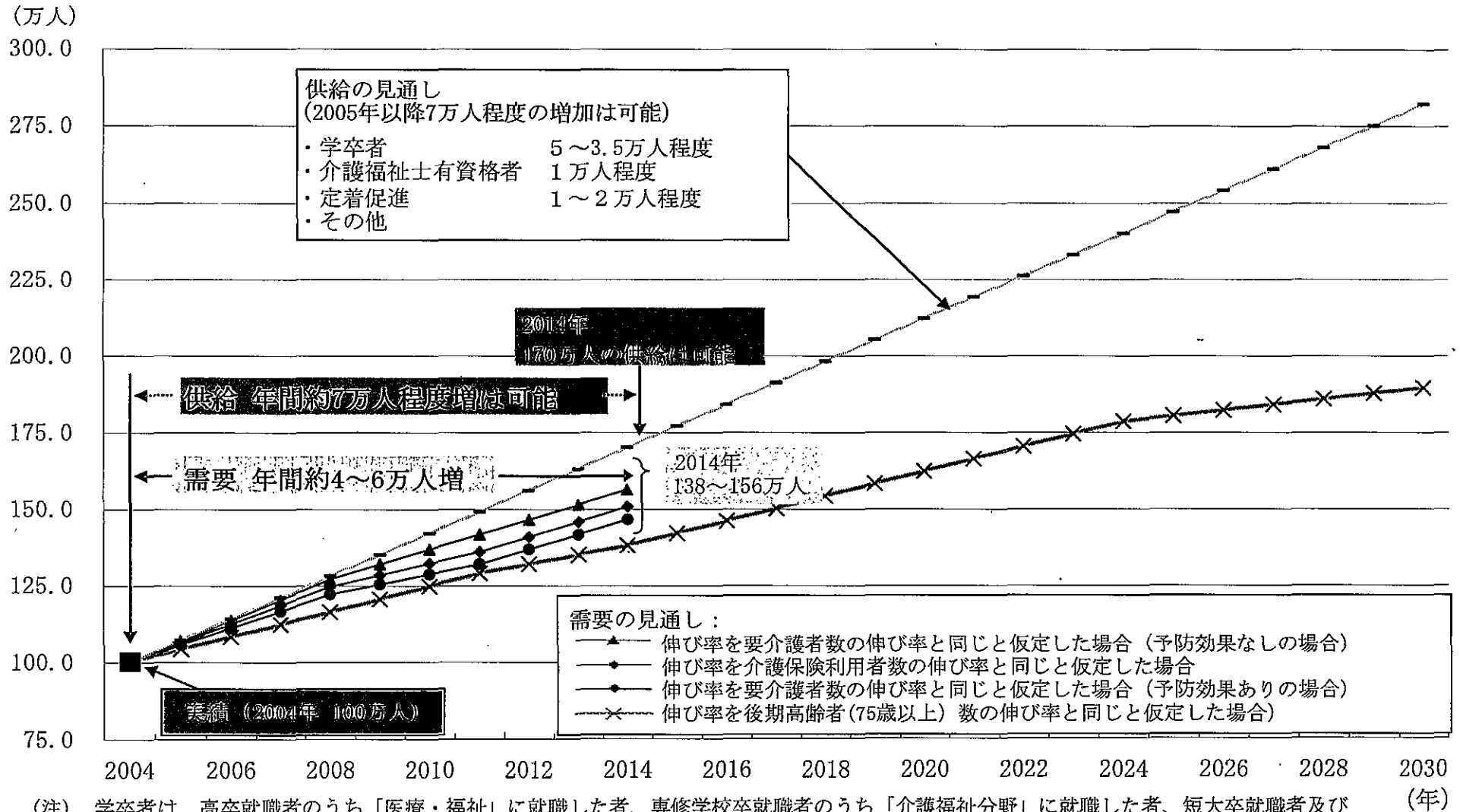
<出典> 平成16年の介護職員数 : 平成16年介護サービス施設・事業所調査

- (注5) 【C】のケースの推計は、施設・在宅別に推計したものを合計したもの。

※平成16年の介護職員数の、常勤職員と非常勤職員の内訳
 施設 : 常勤25.9万人(86.7%)、非常勤 4.0万人(13.3%)
 在宅 : 常勤33.4万人(47.5%)、非常勤37.0万人(52.5%)

介護保険事業に従事する介護職員数の推移と見通し（ごく粗い試算）

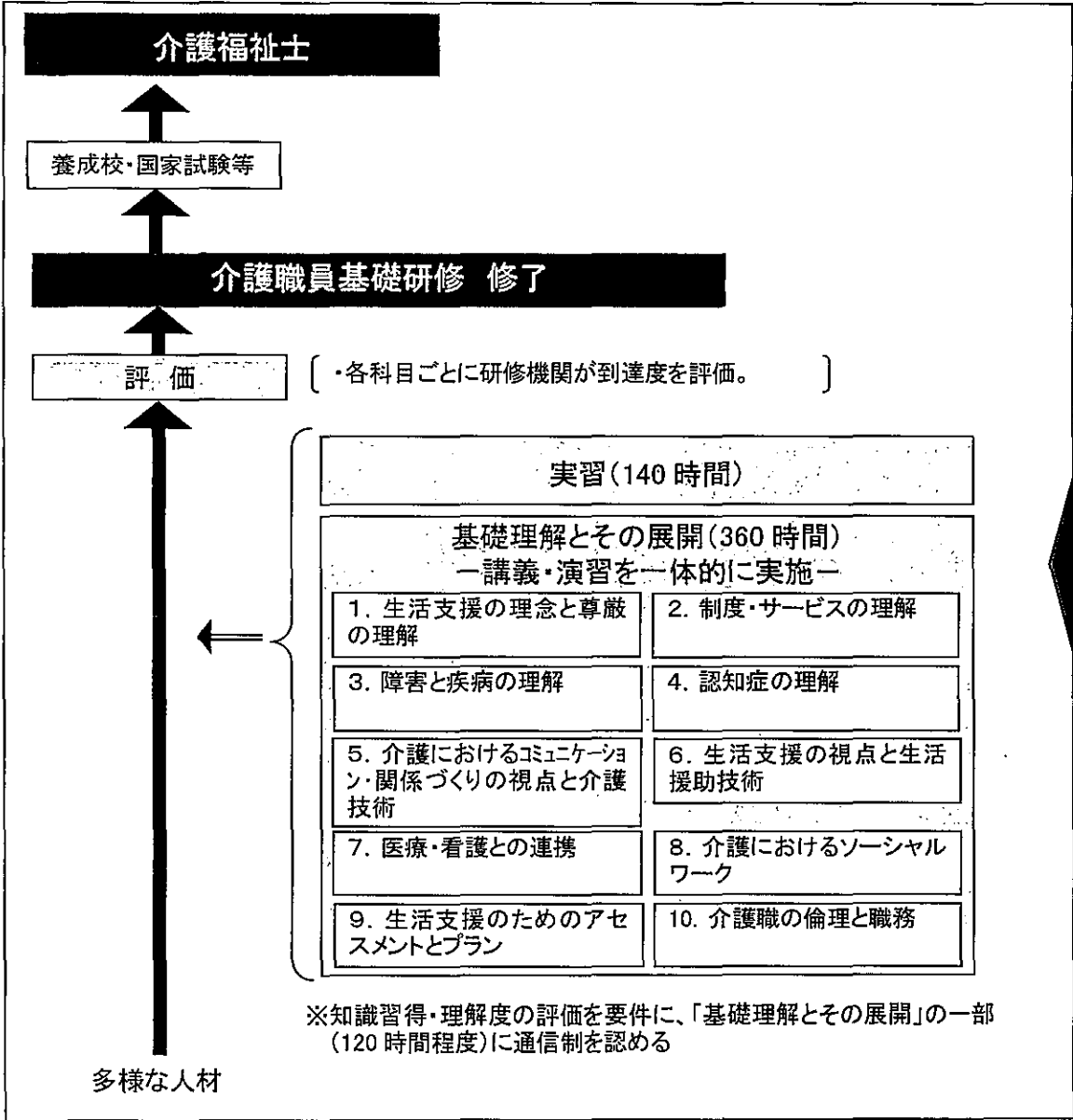
介護労働者の需要の見通しについては、2014年で138～156万人程度と、年間4～6万人の増加と見込まれる。
 一方、供給の見通しについては、年間7万人程度の供給は可能である。
 このため、介護労働者については、将来的にも人手不足は発生しないと見込まれる。



(注) 学卒者は、高卒就職者のうち「医療・福祉」に就職した者、専修学校卒就職者のうち「介護福祉分野」に就職した者、短大卒就職者及び大卒就職者のうち「社会保険・社会福祉・介護事業」に就職した者を合計した人数（文部科学省「学校基本調査」より）から推計。

教育内容（カリキュラム・シラバス）関係

介護職員基礎研修（基礎的な介護職業教育）の概要

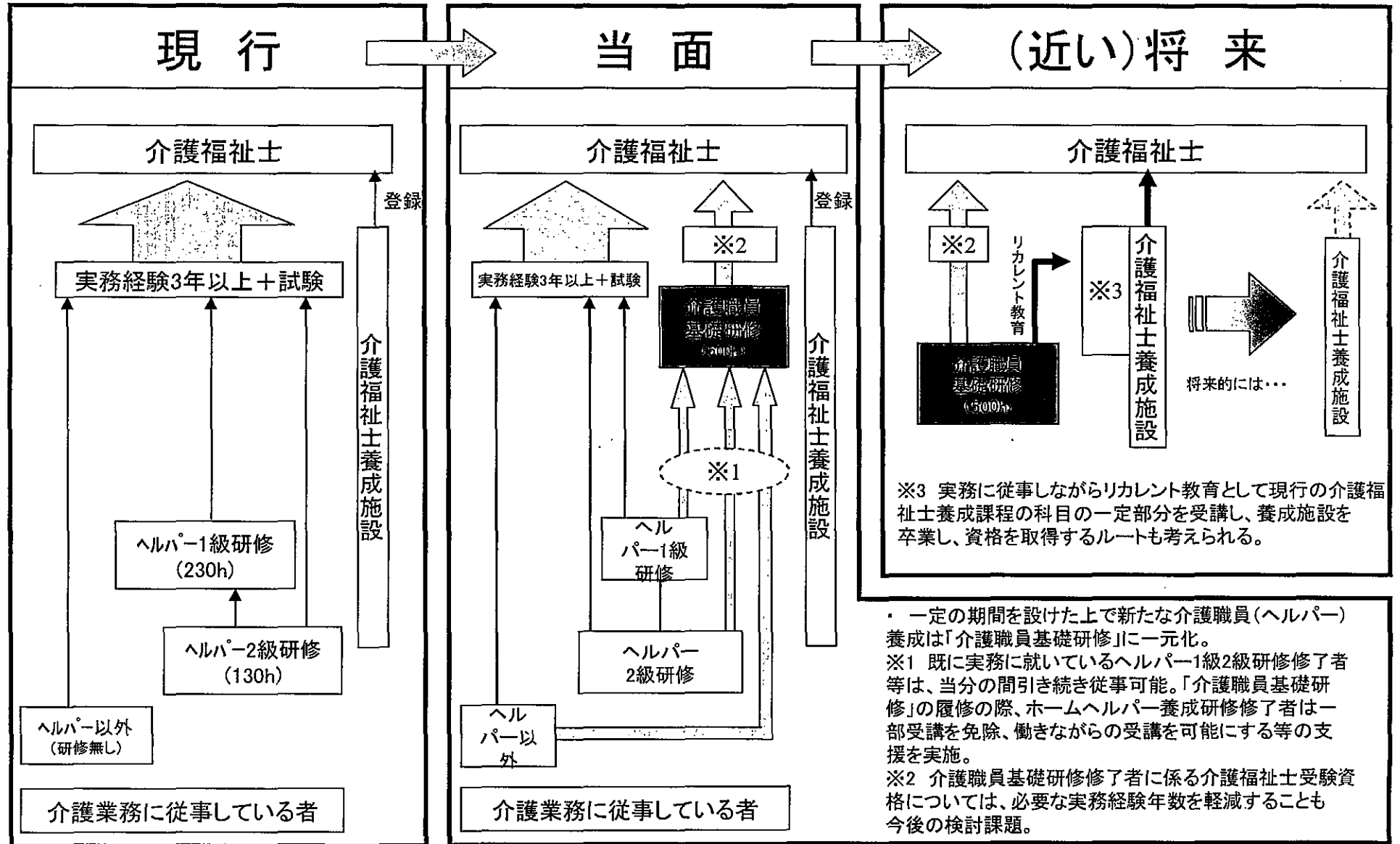


研修の目的・概要

- これから介護職員として介護サービスに従事しようとする者を対象とした基礎的な職業教育として、対人理解や対人援助の基本的な視点と理念、プロとして職務にあたるうえでの基本姿勢、基礎的な知識・技術を習得させるとともに、今後、介護福祉士をめざしてより専門的な知識・技術を獲得していくための基盤を形成する。
- 利用者の状況やケアモデルの変化を踏まえ、利用者の尊厳を保持し、生活全体を支援する個別的ケアの提供、認知症高齢者へのケア、医療・看護との連携やチームケア、地域を基盤としたケアに関する内容を充実。
- これから就業するものが、ケアの理念の体得、技術習得できるよう、教育方法・時間数を拡充。
- 講義と演習を一体的に展開。
- 各研修機関において受講者の知識の理解度、介護技術の習得度を評価。
- 介護福祉士養成カリキュラムとの一定の整合性に配慮。
- 受講しやすくするための柔軟な研修展開。
- 訪問介護員資格を保有する現任者等が受講する場合は、これまでの研修受講歴、実務経験等を十分に評価し、受講科目の免除等を行う。

区 分	科 目	時間数	備 考
講義及び演習	生活支援の理念と介護における尊厳の理解	30	講義と演習を一体で実施すること。
	老人、障害者等が活用する制度及びサービスの理解	30	
	老人、障害者等の疾病、障害等に関する理解	30	
	認知症の理解	30	
	介護におけるコミュニケーションと介護技術	90	
	生活支援と家事援助技術	30	
	医療及び看護を提供する者との連携	30	
	介護における社会福祉援助技術	30	
	生活支援のためのアセスメントと計画	30	
	介護職員の倫理と職務	30	
実習	介護実習	140	<p>実習を行う前に事前演習を行い、実習終了後は事後演習を行うこと。</p> <p>実習は、施設等に関する実習、通所及び小規模多機能型サービスに関する実習、訪問介護に関する実習並びに地域の社会資源に関する実習を行うこと。</p>
合 計		500	

介護福祉士取得に向けての現任者支援・養成(イメージ図)



カリキュラム比較表 (介護・福祉系高校)

○介護福祉士養成課程
＜指定規則第7条第1項課程（2年以上）＞

区分	科目名	形態	時間	単位 ※1	
基礎分野	人間とその生活の理解	講義	120	8	
	社会福祉概論	講義	60	4	
専門分野	老人福祉論	講義	60	4	
	障害者福祉論	講義	30	2	
	リハビリテーション論	講義	30	2	
	社会福祉援助技術	講義	30	2	
	社会福祉援助技術演習	演習	30	1	
	レクリエーション活動援助法	演習	60	2	
	老人・障害者の心理	講義	60	4	
	家政学概論	講義	60	4	
	家政学実習	実習	90	2	
	医学一般	講義	90	6	
	精神保健	講義	30	2	
	介護概論	講義	60	4	
	介護技術	演習	150	5	
	形態別介護技術	演習	150	5	
	介護実習	実習	450	10	
	介護実習指導	演習	90	3	
	合計			1,650	70

○高等学校又は中等教育学校
＜省令第21条第2項＞

教科	科目名	形態	時間	単位 ※2
福祉	社会福祉基礎	講義	140	4
	社会福祉制度	講義	70	2
	基礎介護	講義	210	6
	社会福祉援助技術	講義	140	4
	社会福祉実習(校内)	実習	210	6
	社会福祉演習	演習	140	4
	合計			1,190
家庭	家庭総合		140	4
看護	看護基礎医学		140	4
	特別カリキュラム 校外実習		約240 (校長会 調査結果)	約7

○高等学校又は中等教育学校の専攻科
＜省令第21条第3項＞

科目名	形態	時間	単位 ※2
社会福祉概論	講義	105	3
社会福祉原論及び社会保障論			
老人福祉論	講義	105	3
障害者福祉論	講義	105	3
社会福祉援助技術	講義	70	2
社会福祉実習	実習	210	6
社会福祉演習	演習	70	2
心理学	講義	105	3
家政学概論	講義	105	3
医学一般	講義	140	4
介護概論	講義	140	4
合計		1,155	33

※1 介護福祉士養成課程における単位数、時間数について法令に規定がないものは、大学設置基準（昭和31年10月22日文科省令第28号）第21条、及び短期大学設置基準（昭和50年4月28日文科省令第21号）第7条に基づき、次の要領で換算した。

＜介護福祉士＞

- 講義科目 ～ 15時間で1単位
- 演習科目 ～ 30時間で1単位
- 実習科目 ～ 45時間で1単位

※2 高等学校又は中等教育学校における単位数については、高等学校学習指導要領（平成11年3月）に基づき、一単位時間を50分とし、一個学年35単位時間の授業を一単位として計算し、時間を換算した。

カリキュラム比較表

(介護・看護・准看)

○ 介護福祉士養成課程

< 指定規則第7条第1項課程 (2年以上) >

○ 看護師養成課程

< 指定規則第4条第1項課程 (3年以上) >

○ 准看護師養成課程

< 指定規則第5条課程 (2年以上) >

区分	科目名	形態	時間	※単位
基礎分野	人間とその生活の理解	講義	120	8
	社会福祉概論	講義	60	4
専門分野	老人福祉論	講義	60	4
	障害者福祉論	講義	30	2
	リハビリテーション論	講義	30	2
	社会福祉援助技術	講義	30	2
	社会福祉援助技術演習	演習	30	1
	レクリエーション活動援助法	演習	60	2
	老人・障害者の心理	講義	60	4
	家政学概論	講義	60	4
	家政学実習	実習	90	2
	医学一般	講義	90	6
	精神保健	講義	30	2
	介護概論	講義	60	4
	介護技術	演習	150	5
	形態別介護技術	演習	150	5
	介護実習	実習	450	10
介護実習指導	演習	90	3	
合計			1,650	70

区分	科目名	形態	時間	単位
基礎分野	科学的思考の基礎、人間と人間生活の理解	講義	360	13
	人体の構造と機能、疾病の成り立ちと回復の促進	講義	510	15
専門基礎分野	社会保険制度と生活者の健康	講義		6
	専門分野	基礎看護学	講義	990
在宅看護論		講義	4	
成人看護学		講義	6	
老年看護学		講義	4	
小児看護学		講義	4	
母性看護学		講義	4	
精神看護学		講義	4	
基礎看護学(臨地実習)		実習	3	
在宅看護論(臨地実習)		実習	2	
成人看護学(臨地実習)		実習	8	
老年看護学(臨地実習)		実習	4	
小児看護学(臨地実習)		実習	2	
母性看護学(臨地実習)	実習	2		
精神看護学(臨地実習)	実習	2		
合計			2,895	93

区分	科目名	形態	時間
基礎科目	国語	講義	35
	外国語	講義	35
	その他	講義	35
専門科目	人体の仕組みと働き、食生活と栄養	講義	105
	薬物と看護	講義	35
	疾病の成り立ち	講義	70
	感染と予防	講義	35
	看護と倫理	講義	35
	患者の心理	講義	35
	保健医療福祉の仕組み、看護と法律	講義	35
	看護概論	講義	35
	基礎看護技術	講義	210
	臨床看護概論	講義	70
	成人看護、老年看護	講義	210
	母子看護	講義	70
精神看護	講義	70	
基礎看護(臨地実習)	実習	210	
成人看護、老年看護(臨地実習)	実習	385	
母子看護(臨地実習)	実習	70	
精神看護(臨地実習)	実習	70	
合計			1,890

※ 単位数、時間数について法令に規定がないものは、大学設置基準(昭和31年10月22日文部省令第28号)第21条、及び短期大学設置基準(昭和50年4月28日文部省令第21号)第7条に基づき、次の要領で換算した。

- < 介護福祉士・看護師 >
- 講義科目 ~ 15時間で1単位
 - 演習科目 ~ 30時間で1単位
 - 実習科目 ~ 45時間で1単位

カリキュラム比較表 (介護・保育)

○ 介護福祉士養成課程
(指定規則第7条第1項課程)

区分	科目名	形態	時間	※単位
基礎分野	人間とその生活の理解	講義	120	8
専門分野	社会福祉概論	講義	60	4
	老人福祉論	講義	60	4
	障害者福祉論	講義	30	2
	リハビリテーション論	講義	30	2
	社会福祉援助技術	講義	30	2
	社会福祉援助技術演習	演習	30	1
	レクリエーション活動援助法	演習	60	2
	老人・障害者の心理	講義	60	4
	家政学概論	講義	60	4
	家政学実習	実習	90	2
	医学一般	講義	90	6
	精神保健	講義	30	2
	介護概論	講義	60	4
	介護技術	演習	150	5
	形態別介護技術	演習	150	5
	介護実習	実習	450	10
介護実習指導	演習	60	3	
合計			1,650	70

○ 保育士養成課程

	系列	科目名	形態	※時間	単位
必修科目	保育の本質・目的の理解に関する科目	社会福祉	講義	30	2
		社会福祉援助技術	演習	60	2
		児童福祉	講義	30	2
		保育原理	講義	60	4
		養護原理	講義	30	2
		教育原理	講義	30	2
	保育の対象の理解に関する科目	発達心理学	講義	30	2
		教育心理学	講義	30	2
		小児保健	講義	150	5
		小児栄養	演習	60	2
		精神保健	講義	30	2
		家族援助論	講義	30	2
	保育の内容・方法の理解に関する科目 基礎技能 保育実習 総合演習	保育内容	演習	180	6
		乳児保育	演習	60	2
		障害児保育	演習	30	1
		養護内容	演習	30	1
基礎技能		演習	120	4	
保育実習		実習	225	5	
総合演習	演習	60	2		
小計				1,275	50
選択必修科目	保育の本質・目的の理解に関する科目			150以上 ※1	8以上 ※2
	保育の対象の理解に関する科目				
	保育の内容・方法の理解に関する科目			90以上	2以上 ※2
	基礎技能				
保育実習	保育実習Ⅱ	実習	90以上	2以上 ※2	
	保育実習Ⅲ	実習	90以上	2以上 ※2	
小計				240以上	10以上
教養科目	/	外国語	演習	60	2
		体育	講義	15	※3
		体育	演習	45	1
		その他	演習	60	2
		その他	演習	※1	※3
小計				180以上	8以上
合計				1,695以上	68以上

※ 介護福祉士養成課程は時間数、保育士養成課程は単位数により定められている。介護福祉士養成課程の単位数及び保育士養成課程の時間数を短期大学設置基準(昭和50年4月28日文部省令第21号)第7条に基づき、次の要領で換算した。

- 講義科目 … 15時間で1単位
- 演習科目 … 30時間で1単位
- 実習科目 … 45時間で1単位
- 実技科目 … 45時間で1単位

※1 選択必修科目及び教養科目の授業形態については、基礎技能は演習として、基礎技能以外の科目は講義として時間数を換算した。

※2 選択必修科目の単位については保育実習は2単位以上としてその他の科目は8単位以上で換算した。

※3 教養科目の単位については外国語は2単位として、その他の科目は4単位として換算した。

養成校における授業時間の現状

○ 法第39条第1号に該当する専門学校(2年制)の基礎科目実教育時間数

平均実教育時間 257.3時間
 規定時間を越える時間数 137.3時間

特に重視されている基礎科目

基礎分野の教育内容は、現在は「人間とその生活の理解」となっているが、従前は、「人文科学系、社会科学系、自然科学系、外国語又は保健体育のうちから4科目」とされていた経緯を踏まえ、4科目×30H = 120Hとの考え方を基に、1科目30時間を基準時間とし、それを超える学科を特定し、どの学科が特に重視されているか調べたもの。

	基礎分野科目名 (指定120時間)	1・2年					
		30時間以内 (A)	(A)/209	31~40時間 (B)	(B)/209	41時間以上(C)	(C)/209
1	心 理 学	116 校	55.5%	1 校	0.5%	5 校	2.4%
2	社 会 学	110	52.6	1	0.5	2	0.9
3	外 国 語	89	42.6	1	0.5	45	21.5
4	法 学	85	40.7			1	0.5
5	健 康 ・ ス ポ ー ツ	61	29.2	3	1.4	18	8.6
6	情 報 関 係	70	33.5	1	0.5	13	6.2
7	倫 理	62	29.7			17	8.1
8	経 済 学	38	18.2	1	0.5	2	0.9
9	音 楽	32	15.3			6	2.8
10	国 語	34	16.3	1	0.5	6	2.8
11	生 物 学	37	17.7			1	0.5
12	憲 法	21	10.0			1	0.5
13	宗 教	24	11.5			3	1.4

※ 調査対象校は、209校である。

○ 法第39条第1号に該当する専門学校(2年制)の専門科目別実時間数等

番号	専門分野科目名	授業形態	規定時間数(A)	規定時間(A)を超える該当校(B)	(B)/209(C) %	超える総時間数(D)	1校当りの規定を超える時間数(D/B)(E)
1	介護実習	実習	450	111	53%	4443	40.0
2	介護実習指導	演習	90	98	47%	3767	38.4
3	介護技術	演習	150	82	39%	3551	43.3
4	形態別介護技術	演習	150	70	33%	2087	29.8
5	レクリエーション活動援助法	演習	60	45	22%	1571	34.9
6	家政学実習	実習	90	53	25%	1473	27.8
7	介護概論	講義	60	40	19%	928	23.2
8	社会福祉援助技術演習	演習	30	36	17%	910	25.3
9	社会福祉援助技術	演習	30	27	13%	700	25.9
10	医学一般	講義	90	29	14%	670	23.1
11	リハビリテーション論	講義	30	34	16%	665	19.6
12	家政学概論	講義	60	32	15%	618	19.3
13	障害者福祉論	講義	30	30	14%	517	17.2
14	老人・障害者の心理	講義	60	15	7%	334	22.3
15	社会福祉概論	講義	60	20	10%	253	12.7
16	老人福祉論	講義	60	14	7%	219	15.6
17	精神保健	講義	30	15	7%	176	11.7
18	その他	-	-				
合計			1530	180	86%	22882	127.1

※1 調査対象校は、209校である。

※2 1校あたりの規定を超える時間数の合計欄127.1時間は、17科目の合計である。

第2回検討会 文部科学省提出資料

福祉系高等学校における介護福祉士国家試験の受験要件と実際の指導時間数（別表第一）

教 科		現在（要件）			現在（実質）			養成施設		
		単位	時間数	割合	単位	時間数	割合	時間数	割合	
全	普通教科	56	1,960h	62.2%	56	1,960h	58.3%	120h	7.3%	
	専門教科	34	1,190h	37.8%	40	1,400h	41.7%	1,530h	92.7%	
体 総 計		90	3,150h	100.0%	96	3,360h	100.0%	1,650h	100.0%	
専 門	福 祉	社会福祉基礎	4	140h		4	140h			
		社会福祉制度	2	70h		2	70h			
		社会福祉援助技術	4	140h		4	140h			
		基礎介護	6	210h		6	210h			
		社会福祉演習	4	140h		4	140h			
小 計		20	700h	58.8%	20	700h	50.0%	720h	47.1%	
分 野	家 庭	家庭総合	4	140h		4	140h			
	小 計		4	140h	11.8%	4	140h	10.0%	150h	9.8%
	看 護	看護基礎医学	4	140h		4	140h			
小 計		4	140h	11.8%	4	140h	10.0%	120h	7.8%	
実 習	社会福祉実習 実習指導 ※校外施設実習		6	210h		6	210h		450h 90h	
	小 計		6	210h	17.6%	12	420h	30.0%	540h	35.3%
合計(普通科目を除く)		34	1,190h	100.0%	40	1,400h	100.0%	1,530h	100.0%	

※ 1単位時間：50分 1単位：50分×35回

介護福祉士国家試験の受験可能な高等学校福祉科の教育課程（例）

福岡県立久留米築水高等学校 社会福祉科

（福祉科目単位数：44単位 受験科目：40単位＋福祉関連科目：4単位）

学年・単位数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	計
第1学年	国語総合	現代社会	数学I	理科総合B	体育	保健	音楽I	英語I	家庭総合	生物活用	看護基礎医学	社会福祉基礎	基礎介護	社会福祉実習	福祉情報処理	H	R													14	
第2学年	国語総合	地理A	数学I	化学I	体育	英語I	家庭総合	看護基礎医学	社会福祉基礎	社会福祉演習	基礎介護	社会福祉実習	社会福祉演習	H	R															14	
第3学年	現代文	世界史A	数学A	体育	オラコミ ニケーション	家庭総合	社会福祉基礎	社会福祉制度	基礎介護	社会福祉実習	社会福祉演習	H	R																	16	

②教育課程表の充実・発展を目指す場合

高校福祉科カリキュラム充実改定案

「介護福祉士試験の在り方等介護福祉士の質の向上に関する検討会(H16. 6. 2)」の高校福祉科への指摘
 介護福祉士養成の現状と課題の中で「高校福祉科等の卒業者は、国家試験合格率は平均より高くなってきている一方、介護を必要とする者は生活歴が高校卒業者に比べ長く、高校生等の人生経験だけでは生活支援に対応できないなどの側面がある。」という指摘を受けた。

講義面では、養成施設と高校のカリキュラムは同程度であることから、施設実習の充実を図るため、同単位数を増加する必要がある。

教 科	現 行 高 校			現行養成施設		現 行 時間数差	高 校 改 定 案			改訂後 時間数差	
	単位	時間数	割合	時間数	割合		単位	時間数	割合		
全 体	普通教科	56	1960	62.2%	120	7.3%		50	1750	55.6%	
	専門教科	34	1190	37.8%	1530	92.7%		40	1400	44.4%	
	総 計	90	3150	100.0%	1650	100.0%		90	3150	100.0%	
専 門 分 野	福 祉	社会福祉基礎	4	140	11.8%			4	140	10.0%	
		社会福祉制度	2	70	5.8%			2	70	5.0%	
		社会福祉援助技術	4	140	11.8%			4	140	10.0%	
		基礎介護	6	210	17.6%			8	280	20.0%	
		社会福祉演習	4	140	11.8%			4	140	10.0%	
	小 計	20	700	58.8%	720	47.1%	-20	22	770	55.0%	50
	家 庭	家庭総合	4	140	11.8%			4	140	10.0%	
		小 計	4	140	11.8%	150	9.8%	-10	4	140	10.0%
	看 護	看護基礎医学	4	140	11.8%			4	140	10.0%	
		小 計	4	140	11.8%	120	7.8%	20	4	140	10.0%
実 習	社会福祉(臨床)実習	6	210	17.6%			8	280	20.0%		
	実 習 指 導	0	0	0.0%			2	70	5.0%		
	小 計	6	210	17.6%	540	35.3%	-330	10	350	25.0%	-190
合 計 (普通教科を除く)		34	1190	100.0%	1530	100.0%	-340	40	1400	100.0%	-130

※単位=1日6時間×5日間×3か年で総単位数90単位

改定案では「社会福祉実習」「実習指導」の増単と、「基礎介護」を2単位(70時間)増単することにより、養成施設の実習時間540時間に対し高校は420時間を実習に充てることが可能になる。その差は-340から-130に減することができる。

③アンケート分析

高等学校福祉科(福祉コース)の中の介護福祉士受験校に、現行の履修単位数と養成施設の履修時間数との格差を少しでも縮めるためにアンケートを実施した結果、187校中163校から回答をいただいた(回収率87.2%・未回答は閉校等によるものであった)。特に改訂検討にあたっては、実務経験を増やすより質の高い福祉サービス実践につながる「社会福祉実習」「基礎介護」を中心に単位数を増単することを検討していただき、その回答をまとめた。

養成施設の現行専門教科履修時間は1,530時間であるのに対し、高校においては最低単位数34単位を時間数に換算すると1,190時間となり、その差は340時間となっている。特に顕著な違いは、実習に費やす時間の差である。

教員要件関係

介護福祉士養成施設等の教員の要件について

(大学、短大、専門学校共通)

社会福祉概論、老人福祉論、障害者福祉論、社会福祉援助技術、社会福祉援助技術演習、老人・障害者の心理、家政学概論、家政学実習

- (ア) 大学院、大学、短期大学及び高等専門学校において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、助教授又は講師(非常勤を含む。)として選考された者
- (イ) 専修学校の専門課程の教員として、当該科目を3年以上担当した経験のある者
- (ウ) 社会福祉主事養成機関、保育士養成所、看護師養成所、歯科衛生士養成所、栄養士養成所又は管理栄養士養成所の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験のある者
- (エ) 大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士若しくは博士の学位を有する者又は当該科目に関する論文を提出し博士の学位を取得した者
- (オ) 国の行政機関又は地方公共団体において管理職以上の経験があつて、当該科目に関する業務に3年以上従事した経験のある者(老人福祉論、障害者福祉論に限る。)
- (カ) 社会福祉士として5年以上実務に従事した者(社会福祉援助技術、社会福祉援助技術演習に限る。)

リハビリテーション論

原則、理学療法士、作業療法士又は整形外科医としての実務経験を有する者

レクリエーション活動援助法

日本レクリエーション協会のレクリエーション・コーディネーター又は福祉レクリエーション・ワーカーの資格を有し、かつレクリエーション指導の実務経験を有する者

医学一般

原則、内科医師

精神保健

原則、精神科医師

介護概論、介護技術、形態別介護技術、介護実習、介護実習指導

- (ア) 高等学校、旧制高等学校若しくは旧制高等女学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者で、かつ、介護福祉士、保健師、助産師、又は看護師として、原則として、5年以上実務に従事した者
- (イ) 社会福祉援助技術及び社会福祉援助技術演習を教授する者(介護実習、介護実習指導に限る。)

その他

- (ア) 形態別介護技術のうち、点字、手話を担当する教員については、点字通訳者、手話通訳者等としての活動歴を有する者であること。
- (イ) 家政学概論については、栄養・調理、被服及び住居のすべての分野を教授できるよう、複数の教員を配置する等の配慮を行うこと。
なお、住居の分野を担当する教員については、1級建築士でも可とする。

- ※1 基礎分野を担当する教員については、担当する科目について相当の学識経験を有する者であること。
- ※2 下線の科目を教授する専任教員は、介護教員講習会の課程を修了した者でなければならない。なお、介護教員講習会の概要については別添のとおり。
- ※3 専任教員は学生総定員に応じて有する必要がある。

(参考)

学生相違定員の区分	専任教員数
80人まで	3
81人から200人まで	$3 + \frac{\text{学生総定員} - 80}{40}$
201人以上	$6 + \frac{\text{学生総定員} - 200}{50}$

(関係条文等)

- ・社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条
- ・社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）第7条
- ・社会福祉士養成施設等指導要領及び介護福祉士養成施設等指導要領について（昭和63年1月14日社庶第3号厚生省社会局長通知）別添2介護福祉士養成施設等指導要領
- ・社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第7条第1項第五号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準（平成13年厚生労働省告示第241号）
- ・介護教員講習会の実施について（平成13年8月16日社援発第1430号厚生労働省社会・援護局長通知）

介護教員講習会の概要

事 項	内 容
趣 旨	介護教育の内容の充実及び向上並びに介護教員の資質の向上を図り、もって質の高い介護福祉士を養成確保する。
講習会の内容	専 門 分 野： 7科目150時間以上 基 礎 分 野： 7科目のうち2科目以上で各30時間計60時間以上 専 門 基 礎 分 野： 4科目計90時間以上 } 詳細は別紙1のとおり
実 施 主 体	○ 講習会の実施主体は、法人であって、基準告示に定める基準に適合する講習会を行う者。 (参考：平成17年度における実施主体) ・ 社団法人日本介護福祉士養成施設協会（全国7ブロック） ・ 全国社会福祉協議会中央福祉学院 ・ 神奈川県立保健福祉大学 ・ 臨床福祉専門学校 ・ 東京福祉専門学校
講 師	講習会の講師は、大学、大学院若しくは短期大学の教授若しくは助教授又は介護福祉士養成施設において5年以上の教務主任歴を有する者その他これらに準ずる者とするのが望ましい。
講習会の全部又は一部免除	講習会の課程の全部又は一部の履修が免除される者の範囲については、別紙2のとおり
適用及び経過措置	○ 平成15年4月1日以降に新たに受講対象専任教員となる者及び同日において現に受講対象専任教員である者に適用。 ○ なお、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に新たに受講対象専任教員となる者及び平成15年4月1日において現に受講対象専任教員である者については、平成20年3月31日までに講習会の課程を修了。 ○ よって、平成18年4月1日以降に新たに受講対象専任教員となる者については、全部免除に該当する者を除き、あらかじめ講習会の課程を修了することが必要。